

最高裁人能第639号

(人い-12)

平成29年7月13日

高等裁判所長官殿  
地方裁判所長殿  
家庭裁判所長殿  
最高裁判所首席調査官殿  
最高裁判所大法廷首席書記官殿  
最高裁判所事務総局局課長殿  
司法研修所長殿  
裁判所職員総合研修所長殿  
最高裁判所図書館長殿

最高裁判所事務総局人事局長 堀田真哉

非常勤職員の旧姓使用の運用について（通達）

裁判所職員のうち非常勤職員（業務代替職員を除く。）の旧姓使用については、平成29年7月3日付け最高裁人能第535号事務総長通達「裁判所職員の旧姓使用について」（以下「基本通達」という。）の定めるところによるほか、下記によってください。

記

第1 調停委員等

1 申出手続等

- (1) 別紙に掲げる非常勤職員（以下「調停委員等」という。）は、旧姓使用を開始する場合又は中止する場合には、所属庁（本務庁のほか、併任、兼務、

職務代行，てん補等により勤務する庁を含む。以下同じ。）の長に対し，旧姓使用申出書又は旧姓使用中止届（以下「申出書等」という。）を提出する。ただし，複数の裁判所に所属する調停委員等（異なる職種で複数の裁判所に所属する者を含む。）は，いずれかの所属庁の長に申出書等を提出することができる。

- (2) 基本通達に定める「証明資料」は，戸籍謄本又は抄本，住民票の写し，戸籍の届出の受理証明書その他の公的機関が発行した書面とする。
- (3) 基本通達及びこの通達に定める「人事記録等」には，調停委員人事カードその他のこれに準じる任命関係の記録を含む。
- (4) 調停委員等のうち，司法委員，参与員，鑑定委員，精神保健審判員及び精神保健参与員について，それぞれ司法委員となるべき者，参与員となるべき者，鑑定委員となるべき者，精神保健審判員として任命すべき者及び精神保健参与員として指定すべき者である期間は，基本通達及びこの通達の適用においては，非常勤職員とみなす。

## 2 所属庁の長の管理

- (1) 所属庁の長は，次に掲げる事由が生じたときは，あらかじめ備え置いた別紙様式に定める旧姓使用者台帳に登載し，管理するものとする。
  - ア 所属する調停委員等が旧姓使用を開始したとき。
  - イ 旧姓を使用している調停委員等が新たに所属することとなったとき。
- (2) 所属庁の長は，次に掲げる事由が生じたときは，旧姓使用者台帳に所要事項を記載する。
  - ア 旧姓使用者台帳に登載されている調停委員等が旧姓使用を中止したとき。
  - イ 旧姓使用者台帳に登載されている調停委員等が当該裁判所に所属しなくなったとき。
  - ウ その他記載することが相当な事情が生じたとき。

## 3 申出書等の提出に伴う裁判所間の通知等

- (1) 調停委員等から提出された申出書等を受理した場合において、当該調停委員等が他の裁判所にも所属しているときは、申出書等を受理した所属庁の長は、当該調停委員等が所属する他の所属庁の長に対し、速やかに、当該調停委員等の申出の内容及び旧姓使用の開始又は中止の日を適宜の方法で通知する。
- (2) 所属庁の長は、民事調停官又は家事調停官から提出された申出書等を受理した場合には、最高裁判所事務総局人事局長宛てに、速やかに、当該申出の内容及び旧姓使用の開始又は中止の日を適宜の方法で報告するとともに、旧姓使用申出書及び旧姓使用通知書の写し又は旧姓使用中止届を送付する。

#### 4 旧姓を使用している調停委員等の異動等に伴う裁判所間の通知

- (1) 本務庁の長は、旧姓を使用している調停委員等が本務庁以外の裁判所にも所属することとなった場合（異なる職種で所属することとなった場合を含む。）には、当該所属庁の長に対し、あらかじめ、当該調停委員等の申出の内容及び旧姓使用の開始日を適宜の方法で通知する。
- (2) 旧姓を使用している調停委員等が本務庁の長を異にして所属を変更する場合には、変更前の本務庁の長は、変更後の本務庁の長に対し、あらかじめ、当該調停委員等の申出の内容及び旧姓使用の開始日を適宜の方法で通知する。

なお、当該調停委員等が変更後の本務庁以外の裁判所にも所属するときは、変更後の本務庁の長は、当該所属庁の長に対し、同様に通知する。

#### 5 旧姓使用の申出等に伴う人事記録等の記載等

- (1) 旧姓使用が開始され、又は中止された場合には、人事記録等がある調停委員等については、当該人事記録等に旧姓使用の開始又は中止の年月日及び使用に係る旧姓を記載する。
- (2) 人事記録等がある調停委員等については、旧姓使用申出書、旧姓使用通知書の写し及び旧姓使用中止届を人事記録等の付属書類として保管する。

## 第2 裁判員及び補充裁判員

## 1 申出手続等

- (1) 裁判員及び補充裁判員（以下「裁判員等」という。）は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第39条第2項に規定する宣誓の後に、旧姓使用の申出をすることができるものとする。
- (2) 裁判員等は、旧姓使用を開始する場合又は中止する場合には、当該裁判員等が所属する地方裁判所の長（以下「地方裁判所の長」という。）に対し、申出書等を提出する。
- (3) 地方裁判所の長は、旧姓使用の申出をした裁判員等の使用する旧姓が本人の旧姓であることに相違ないことを適宜の方法で確認し、当該裁判員等に対し、旧姓を使用することができる旨を適宜の方法で通知する。
- (4) 旧姓使用の申出をした裁判員等は、(3)の定めによる通知を受けた日又は旧姓使用申出書に記載された使用開始希望日のいずれか遅い日から、旧姓を使用することができるものとする。

## 2 その他

基本通達記2の(2)から(5)まで及び記4の定めは、裁判員等には適用しない。

## 第3 その他の非常勤職員

調停委員等及び裁判員等以外の非常勤職員が旧姓を使用する場合に必要な事項は、別に定めるところによる。

### 付 記

この通達は、平成29年9月1日から実施する。

(別紙)

- 1 民事調停官及び家事調停官
- 2 専門委員
- 3 労働審判員
- 4 司法委員
- 5 参与員
- 6 民事調停委員及び家事調停委員
- 7 鑑定委員
- 8 精神保健審判員
- 9 精神保健参与員
- 10 非常勤医師
- 11 非常勤看護師

